四柱推命奥義秘傳錄

卷一

特116
59

始

露光量違いの為重複撮影

特116
59

天祥館主 松本義亮翁

松本義亮著

四柱推命奥義秘傳錄

長崎市 天祥館藏版

露光量違いの為重複撮影

特116
59

天祥館主 松本義亮翁

序

過去幾千年、此世世界が自然民族に據り組織せられたる非文明時代より、近世二十世紀の初年則ち最新文明の時代に渉る間に於て、心靈界に如何なる遷徙を來せしか、曾ては雷鳴も怒濤も狂風も地震も悉く神怒となして畏怖せし輩が、觀察と經驗とに因り、受動的信仰を起し能動的態度を取り、科學思想の發達に伴なひ、幾何の迷信を擺脫し得しかど、靈魂不滅說は依然として行はるゝあり、殊に宿命說は最も勢力を有して、拔山倒海の英傑も運命の下には柔順なる服從者たらねばならぬ、宿命說は則ち天命にして換言すれば運勢である、茲に於てか運命派起り、豫定論唱にられ、八卦出で、九星出で、骨相となり、人相となり、延ゐては手相まで其役割に加へられ、雜多の推理說やら、豫言者やら、紛然として現出し、幾多の伏羲、文王、孔子は雨後の筍の如く、神社の門前にも、路傍にも、乃至軒簷にも、到る處に見るを得れど、孰與れも、荒唐瑰異にして識者の視聽を惑くに足るものなく、洵に易者觀相家の末路は憐むべき境遇に陷れり

26.

更に愚蒙の酷だしきは、靈魂威力說を唱道する狡徒ありて、生靈の祟り、死靈の災ひ、金神地神の咎めなりと宣言し、人を欺き世を僞り、果ては加持祈禱を强ひつゝあるは現時の有樣ではないか、若し夫れ一歩を讓りて此等の說を有理なりとせんか、彈雨劍戟の間に慘劇を演ずる迄もなく、復た絞臺を豫期して恨みの刄を加ふるの愚を敢へてせずとも、機に應じて、死靈生靈を放ち、目的を遂ぐるは容易である、如斯信念は人文元始野蠻時代の恐怖に嫩芽を發して因襲的妄念となり動もすれば愚夫愚婦の徒を惑はせてをる、洵に慨して慷すべきなれど、之れ神明說の弊害にして、決して宿命說を罪する限りでない

遮莫、先哲既に運命の必有を確言し、今の學者亦た深かく之れを信ずれど、如何にして豫知すべきかは、哲理の秘府に堅く鎖されて看ると叶はざるが故に、各異形の管鍵を用ひて排かんと努むるも容易に適合せしむる能はず、終ひに死生命有り富貴天に在りの、悟を以て眞理に換へんとしつゝあり、去りながら吾人は此の悟なる者に甘んじて必然に來り、偶然に起る、運命を輕視すること能はず、東索西求其系統を辿り、易を修め九星を究め、觀理學を窺がい、顯眞術を學び、干支學及び陶宮術を探りしも、何れも大同小異の牽强說にあらずんば、茫洋たる附會說に過ぎず、爲めに志望萎靡して幾度か放棄せんとせしも、偶ま一縷の光明を推命學に認むるを得、潛心研鑽すること數年にして漸く透徹理解し、古說の難澁を解き得るに至りしを以て、自己の鄙見を挿入し、茲に此書を公にする所以である

夫れ推命學は唐の大夫李虛中に因て創開せられ、更に宋の徐公升に依て演繹せられたるものにして、禍福の昭然たること之れに若くものなきは、韓文公が李公の墓誌に明記する所を看ても首肯せらるゝのである、而して我國にては寬政年間甫めて長崎に同書の舶來せしを、文政年間櫻田虎門氏に依て譯出せられ、推命書と題したる者今も現に行はれをれるが、憾むらくは文意晦澁にして理義明晰を欠き、讀者をして徒らに倦厭を生ぜしめ、金兜空しく檀海に匿くるゝの感があつた、此時に際し、予偶然崎陽の古刹に斯學の秘書あるを聞き、百方策を講じて漸く手にすること得、久しく停滯せし疑問釋然として氷解し、見地一段を高めた次第である

著者は運命なるものゝ存在を認め、又た其境界制限の隨伴も確信し

て疑はない、乃で如何にせば運命を開拓し支配して災害を未發に防き、福祉を進んで捉え、天與の幸福に浴して人生の義務を完うすることが出來るかの問題を解決せんがため、專攻の結果、高遠なる哲理を卑近なる實行に應用し得るの機運に到達することを得た、唯遺憾とすべきは本書の叙述結構に於て、多少の批難を免ぬかれざるべしと雖ども、談理精緻なるの點に於ては著者充分の責任を完うしたることを自信するに憚からず、幸ひに此書が馬骨千金の價を有して讀者諸氏の歡迎を受け、一切の推理說を凌駕壓倒せんことを庶幾ふのである

於浪華假寓

明治三十九年晩春第三回改版時

著者　松本義亮識

凡例

○四柱推命の組織を爲すには、生年月日時の十干十二支を得て後ち諸星を調べ出すのである

○推命四柱を起すには、先づ既往數年間の曆が必要なるを以て、本館は別に(陰陽曆對照)干支一覽)の一書を發行してをる、此干支一覽にて生年月日時の十干十二支を選出し、生日の干を以て各自の身躰と見做し次に年月時の十干十二支に於ける、生と尅とを詳細に審査せなければならぬ

○生年月日時の干支八字を列らべ、第二表に據て(空亡)を見る、假令ば甲子の日より癸酉の日迄、則ち十日間の生れは、何れの日の生も、戌と亥が(空亡)に當る、而して其生れ年月時の中に戌の字亥の字あれば、開は(空亡)となる、又た此第二表に由て日の干支を調らぶるとせんか、假りに五月一日を戊辰の日と見れば、五日は何の日となるか、則ち戊辰より順に繰りて、二日は己巳、三日は庚午、四日は辛未、五日は癸酉となな

る、乃で五月五日は癸酉の日なることが判明するのである、加之年月日俱に此表に據て調らぶれば、最も容易に見分けることができる、假令ば甲子の年の翌年は乙丑となり、十年目は癸酉となり、二十年目は癸未の年となる、斯くて六十干支の終り則ち癸亥迄數ゐ盡くせば、又た初めの甲子に戻りて、乙丑、丙寅と順序に繰るものと知られたし

○次に第一表に立ち還りて、干合、支合、三合、支刑、冲、穿を見るのである

○又次は第七第八の表に據て、星の名目を附し、第九表に據て十二運を起さねばならぬ

○以上の手順を濟まして後ち、第十表以下の諸星を調らぶるのであるが、此は吉星を上段に朱書し、凶星を下段に黒書する方が、鑑識に便利であらう

○第四第五第六の表は、只參考に供する迄だから、後廻しの學として差支になく、又た第三表の月律令分野は、熟學の後に至て學ぶのが適當である

四柱推命奥義秘傳錄第一卷目次

緒言

第一表　十干十二支生尅の說

第二表　干支納音早見

第三表　月律分野の圖

第四表　男命六親の圖

第五表　女命六親の圖

第六表　陰陽順逆の圖

第七表　天幹五陽命神名目

第八表　天幹五陰命神名目

第九表　十二運用神名目

第十表　附屬諸星名目

第十一表　同續き

第十二表　四季神用格

第十三表　天幹吉神用格

第十四表　天幹地支日取りの圖

十幹十二支方位の圖

四柱起胎法
十幹陰陽の圖
十幹合の圖
十二支陰陽の圖
十二支五行の圖
十二支合の圖
十二支冲の圖
十二支穿の圖
十二支刑の圖
十二支三合の圖
五行相生の解
五行相尅の解
四柱組織法同例
身旺の解
身弱の解
二至運命盛衰の解
吉星の解
日貴日德の解

四柱推命奥義秘傳錄卷一

長崎市
天祥館
松本義亮著

緒言

推命學とは何ぞや、則ち神秘の運命學にして、人が生れたる年月日時の干と支とに因り、生涯の運勢を推斷する理を說く一科の哲學である、而して最も趣味に富み、最も完全なるとは既に洽ねく認識せられてをる、始め唐代に李公之れを創說せしより、易學の根據地たる四百餘州を風靡し、更に斯學に忠實なる徐公に緣りて發展し、淵海子平となりて我國に渡來せり、當時幕府に如何なる理由の存せしかは揣摩し難けれど、兎に角禁令を布いたことである、蓋し小心翼々、杯中の蛇影にだも杞憂せし幕臣のとなれば、異端の說と思惟せしか、將た又た的中の確實に畏怖せしか何れ二途に出でぬであらふ、然れども理由なき禁令如何でか續くべき、數年にして撤回せられ、茲に初めて櫻田虎門氏の推命書が公けにせられたのである、斯く系統を探ぐれば

創開者たる李公も、古聖の崇尊せし易經に滿足する能はずして、千思萬考の後ち一新機軸を出せしものと推測せねばならぬ、然からば何が故に易學を壓倒すると能はざりしか、夫れには先づ見易き二箇の理由がある、第一には支那人種の特質として遵古主義である、故に今日尙ほ辨髮が行はれ纏足が行はれ居るが如く、弊害容易に分明しても改革するとはしない、況して先王の遺書遺法に於てをやである、第二に易學は難澁でもあれば又た至極輕便でもある、初學の輩すら直ちに試みるとができる、乃て的中すると否との問題は偖措き、素人に受けがよい、以上の行掛りに因り易學を癈滅せしむると能はざるの所以ではあるまいか、次に我國に於て隆盛を極めざりしは斯學の鼓吹者なかりしと、一つは推命書の記述が不得要領に終はりをるの致す處であらふ、故に予は專ら力を如上の欽點に注ぎ叙述の計畫を研究の至便に立て、先づ左に表を掲げ於て次に本題に進まう

（第一表）

干合	支三合	支合	支冲	支穿	支刑
甲己（土）	巳酉丑	子丑	子午	子未	子卯
乙庚（金）	亥卯未	寅亥	丑未	丑午	丑戌
丙辛（水）	申子辰	卯戌	寅申	寅巳	寅巳
丁壬（木）	寅午戌	辰酉	卯酉	卯辰	巳申
戊癸（火）		巳申	辰戌	辰申	未丑
		午未	巳亥	巳亥	申寅
				午酉	未戌
				未戌	午辰
				申酉	自ラ刑ス 辰酉午亥

（第二表）

年月日時の甲子より癸亥迄六十日を終れば又初めの甲子に戻つて數ふべし

海中金	甲子	山頭火	甲戌	井泉水	甲申
爐中火	乙丑	澗下水	乙亥	屋上土	乙酉
大森木	丙寅	城頭土	丙子	霹靂火	丙戌
路傍土	丁卯	白蠟金	丁丑	松柏木	丁亥
釵鋒金	戊辰	楊柳木	戊寅	長流水	戊子
	己巳		己卯		己丑
	庚午		庚辰		庚寅
	辛未		辛巳		辛卯
	壬申		壬午		壬辰
	癸酉		癸未		癸巳
	空亡 戌亥		空亡 申酉		空亡 午未

沙中金	甲午	覆燈火	甲辰	大溪水	甲寅
山下火	乙未	天河水	乙巳	沙中土	乙卯
平地木	丙申	大驛土	丙午	天上火	丙辰
壁上土	丁酉	釵釧金	丁未	柘榴木	丁巳
金箔金	戊戌	桑柘木	戊申	大海水	戊午
	己亥		己酉		己未
	庚子		庚戌		庚申
	辛丑		辛亥		辛酉
	壬寅		壬子		壬戌
	癸卯		癸丑		癸亥
	空亡 辰巳		空亡 寅卯		空亡 子丑

（第三表）

分野の圖は譬へば午の月の生れにして陰暦五月の節に入つて後ち十日と三分半迄に生れたる者は、丙の性質を含有し、次に十一日より十九日三分半迄の生は己の性質を含み、二十日後の生は丁の性質を含有するのである、餘は推して知るべし

月律分野圖

未	丁 九日 三分 乙 三日 二分	申	己 七日 一分半 戊 三日 一分半
		酉	庚 十日 五分半 辛 二十日 七分半
		戌	辛 九日 三分 丁 三日 二分
		亥	戊 七日二分半 甲 五日
子	壬水 十日五分 癸 二十日七分	丑	癸 九日 三分 辛 三日一分半 己 十八日六分
寅	戊 七日 二分半 丙 七日 二分半 甲 十六日二分半	卯	甲 十日 五分半 乙 廿日 六分半
辰	乙 九日 三分 癸 三日 一分半 戊 十八日 六分	巳	戊 五日 一分半 庚 九日 三分 丙 十六日 五分
午	丙 十日 三分半 己 九日 三分半 丁 十日 三分半		

（第四表）

男命六親取用圖

	甲	乙	丙	丁	戊	己	庚	辛	壬	癸
甲	兄姉	兄姉	偏母	正母	男	男	父妾伯	正妻	男孫	男孫
乙	弟妹	弟妹	正母	偏母	女	女	正妻	父妾	女孫	女孫
丙	壽星孫婿	妻母女孫	兄姉	兄姉	偏母	正母	男	男	父妾	妻
丁	孫女外母	女婿孫	弟妹	弟妹	正母	偏母	女	女	妻	父妾
戊	父妾伯	正妻姑	男孫	男孫	兄姉	兄姉	偏母	夫弟	子	子
己	正妻姑嫣	父妾伯	孫	女孫	弟妹	弟妹	正母	正母	女	女
庚	男孫女	男	伯父	正妻	男孫	男孫	兄姉	兄姉	偏母	正母
辛	女姪女	女	正妻	父妾	女孫	女孫	弟妹	弟妹	正母	偏母
壬	偏母男婦	妻父母妾	男	男	父妾	正妻	男孫	男孫	兄姉	兄姉
癸	母親	偏母伯	女	女	正妻	偏妾	女孫	女孫	弟妹	弟妹

（第五表）

女命六親取用圖

	甲	乙	丙	丁	戊	己	庚	辛	壬	癸
甲	兄姐	兄姐妹姊	偏母	正母	偏夫兄	夫	兄	姑	男	女
乙	弟妹姊姊	弟妹公	正母	偏母	夫	夫弟	姑	父	女	男
丙	男	男	公兄姐	兄姐	偏母夷母	正母	夫兄偏夫	夫	父	姑
丁	女	女	弟妹	弟妹	正母	偏母	夫	夫弟姊姊	姑	父
戊	父	姑	男	男	兄姐公	兄姐	偏母	正母	夫兄偏夫	夫
己	姑	父	女	女	男妹姊姊	弟妹公	正母	偏母	夫弟	夫弟
庚	夫兄	正夫	父	姑	男	男	公兄姐	兄姐	偏母	正母
辛	正夫	夫弟	姑	父	女	女	弟妹	公弟妹	正母	偏母
壬	偏母	正母	偏夫	夫	父	姑	男	男	兄公姐	兄姐
癸	正母	偏母	夫	偏夫	姑	父	女	女	弟妹	弟妹

（第六表）

此表に於て假令ば甲より未は墓、乙より未は養、丙より未は衰となる餘は推して知るべし、則ち十干より十二支を見たる法なり

陰陽順逆生旺死絶圖

未	甲墓、乙養 丙戊衰、丁己冠 庚冠、辛衰 壬養、癸墓	午	甲死、乙生 丙戊旺、丁己祿 庚敗、辛病 壬胎、癸絶
申	甲絶、乙胎 丙戊病、丁己敗 庚祿、辛帝 壬生、癸死	巳	甲病、乙敗 丙戊祿、丁己旺 庚生、辛死 壬絶、癸胎
酉	甲胎、乙絶 丙戊死、丁己生 庚旺、辛祿 壬敗、癸病	辰	甲衰、乙冠 丙戊冠、丁己衰 庚養、辛墓 壬墓、癸養
戌	甲養、乙墓 丙戊墓、丁己養 庚衰、辛冠 壬冠、癸衰	卯	甲旺、乙祿 丙戊敗、丁己病 庚胎、辛絶 壬死、癸生
亥	甲生、乙死 丙戊絶、丁己胎 庚祿、辛敗 壬病、癸旺	寅	甲祿、乙旺 丙戊生、丁己死 庚絶、辛胎 壬病、癸敗
子	甲敗、乙病 丙戊胎、丁己絶 庚死、辛生 壬旺、癸祿	丑	甲冠、乙衰 丙戊養、丁己墓 庚墓、辛養 壬衰、癸冠

（第七表）

此表は生日より年月時の星を見る、甲より甲は比肩、乙は敗財、丙は食神となる又丙より丙は比肩、丁は敗財となる、以下推して知るべし

	甲日生	丙日生	戊日生	庚日生	壬日生
比肩	甲	丙	戊	庚	壬
敗財	乙	丁	己	辛	癸
食神	丙	戊	庚	壬	甲
傷官	丁	己	辛	癸	乙
偏財	戊	庚	壬	甲	丙
正財	己	辛	癸	乙	丁
偏官	庚	壬	甲	丙	戊
正官	辛	癸	乙	丁	己
偏印	壬	甲	丙	戊	庚
印綬	癸	乙	丁	己	辛

（第八表）

此表も七表と同じく、乙より乙は比肩丙は傷官、丁は食神となるの類なり

	乙日生	丁日生	己月生	辛月生	癸日生
比肩	乙	丁	己	辛	癸
傷官	丙	戊	庚	壬	甲
食神	丁	己	辛	癸	乙
正財	戊	庚	壬	甲	丙
偏財	己	辛	癸	乙	丁
正官	庚	壬	甲	丙	戊
偏官	辛	癸	乙	丁	己
印綬	壬	甲	丙	戊	庚
偏印	癸	乙	丁	己	辛
劫財	甲	丙	戊	庚	壬

（第九表）

此表は生日の干より年月日時の支を見る甲の日の生れに亥は長生、甲より子は沐浴、甲より丑は冠帯となる餘は推して知るべし

	甲日生	乙日生	丙戊日生	丁己日生	庚日生	辛日生	壬日生	癸日生
長生	亥	午	寅	酉	巳	子	申	卯
沐浴	子	巳	卯	申	午	亥	酉	寅
冠帯	丑	辰	辰	未	未	戌	戌	丑
建禄	寅	卯	巳	午	申	酉	亥	子
帝旺	卯	寅	午	巳	酉	申	子	亥
衰	辰	丑	未	辰	戌	未	丑	戌
病	巳	子	申	卯	亥	午	寅	酉
死	午	亥	酉	寅	子	巳	卯	申
墓	未	戌	戌	丑	丑	辰	辰	未
絶	申	酉	亥	子	寅	卯	巳	午
胎	酉	申	子	亥	卯	寅	午	巳
養	戌	未	丑	戌	辰	丑	未	辰

（第十表）

生日の干より見る、甲より子又午は大極貴人、丑又は未は天乙貴人子及寅は福星貴人となる、以下總て横に繰るべし

大極貴人は生れ年のみに用ゆ

	甲	乙	丙	丁	戊	己	庚	辛	壬	癸
生年 大貴極人	子午	子午	卯酉	卯酉	辰戌丑未	辰戌丑未	丑未	寅	巳申	巳申
生年月 天乙貴人	丑未	申	酉亥	酉亥	丑未	申	丑未	寅午	卯巳	卯巳
生年月日時 福星貴人	子寅	丑	子寅	酉	申	未	午	巳	辰	丑
生年月日 天官貴人	未	辰	巳	酉	戌	卯	亥	申	寅	午
生年月日 天厨貴人	巳	午	巳	午	申	酉	亥	子	寅	卯
生年月日時 拾幹禄	寅	卯	巳	午	巳	午	申	酉	亥	子
生年月日 金輿禄	辰	巳	未	申	未	申	戌	亥	丑	寅
生年月日時 幹食禄	丙	丁	戊	己	庚	辛	壬	癸	甲	乙

（第十一表）

第十表より續く、甲より丑と卯の二支列ぶを夾祿とす甲より戌は天財となる、他は推して知るべし

	夾祿 生年月日	天財 生年月日	暗祿 生年月日時	羊刃 生年月日時	飛刃 生年月日
甲	丑 卯	戌	亥	卯	酉
乙	寅 辰	己	戌	辰	戌
丙	辰 午	庚	申	午	子
丁	巳 未	辛	未	未	丑
戊	辰 午	壬	申	午	子
己	巳 未	癸	未	未	丑
庚	未 酉	甲	巳	酉	卯
辛	申 戌	乙	辰	戌	辰
壬	戌 子	丙	寅	子	午
癸	亥 丑	丁	丑	丑	未

（第十二表）

此表は月令より採る、則ち正月寅の節、二月卯の節、三月辰の節内にて戊寅の日に生れたる者は天轉殺となる日となり乙卯の日に生れたる者は天轉殺となるの類なり

	天赦日	天轉殺	地轉殺	四廢日
春 寅卯辰ノ月	戊寅	乙卯	辛卯	庚申 辛酉
夏 巳午未ノ月	甲午	丙午	戊午	壬子 癸亥
秋 申酉戌ノ月	戊申	辛酉	癸酉	甲寅 乙卯
冬 亥子丑ノ月	甲子	壬子	丙子	丙午 丁巳

（第十三表）

此表又第十二表と同一にして、正月寅の節中に生れたる者丁あれば天德貴人となり丙あれば月德貴人となるの類なり

○天德、月德及月德合は月日時のみを用ひ年は用ひず

○驛馬華蓋は年のみに用ゆ

	正 寅ノ月	二 卯ノ月	三 辰ノ月	四 巳ノ月	五 午ノ月	六 未ノ月	七 申ノ月	八 酉ノ月	九 戌ノ月	十 亥ノ月	十一 子ノ月	十二 丑ノ月
生月日時 天德貴人	丁	甲	壬	辛	亥	甲	癸	寅	丙	乙	己	庚
生月日時 月德貴人	丙	甲	壬	庚	丙	甲	壬	庚	丙	甲	壬	庚
生月日時 月德合	辛	己	丁	乙	辛	己	丁	乙	辛	己	丁	乙
生年 驛馬	申	巳	寅	亥	申	巳	寅	亥	申	巳	寅	亥
生年 華蓋	戌	未	辰	丑	戌	未	辰	丑	戌	未	辰	丑

（第十四表）

三貴人	天上	地下	人中
生日 日貴	生日 甲	生日 乙	生日 壬
生日 魁罡	生日 戊	生月 丙	生月 癸
生時 金神	生時 庚	生年 丁	生年 辛
生日 日德	甲寅	戊辰	庚辰
生日 日刃	甲寅	戊午	壬子
生日 陰錯	丙午	辛未	辛酉
生日 陽錯	丙子	戊寅	癸巳
生日 拾惡大敗	甲辰	戊申	壬辰
生日 拾惡大敗	乙巳	己亥	壬戌
生日 祿馬同群	壬午	己丑	癸亥
	癸巳	辛巳	

十干十二支方位ノ圖

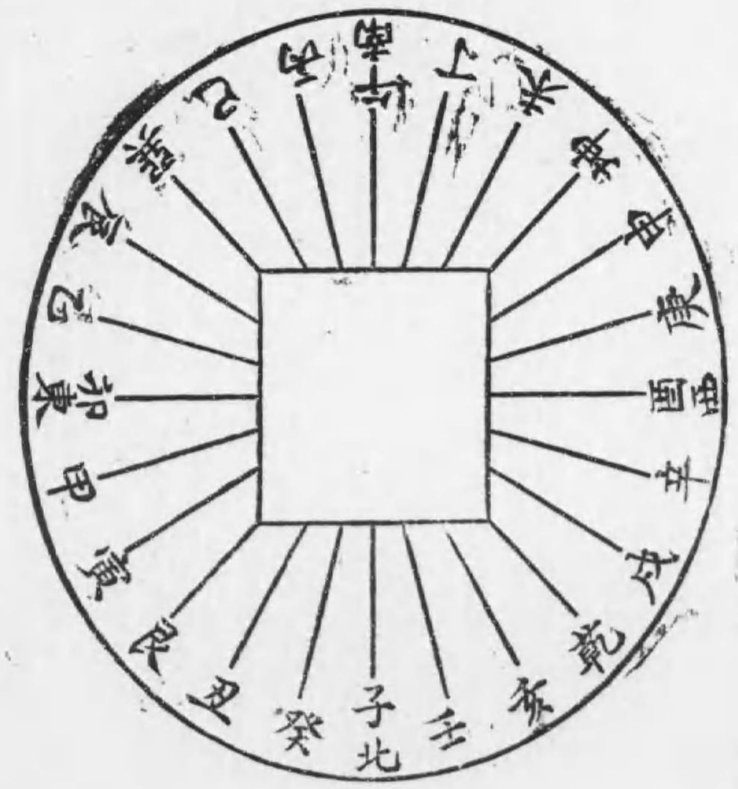

四柱起胎法

四柱推命の要は生年月日時の十干十二支より現はる八字を以て、人生一代の運命を推斷するのであるが、一たび其理を究むれば、產聲を擧げたる刹那より、易簀の瞬間に至る迄、其波瀾起伏が瀝然として眼前に落ち來り、榮枯盛衰は言ふ迄もなく、遭逢離別の時期迄が、彰然として掌中に落ち來ると駭心の外ないのである、蓋し幽玄深奥の哲學として、今人尙ほ多大の尊敬を拂ふ易學の如きも、斯學と對峙せば到底後えに陪若たるを免ぬかれず、其他紛々たる雜說の如きは素より論ずるの價値がない、而からば何故に斯學の勃興を觀ざりしか、焉れ則ち八字の應用法至難なるの致す所にして、譯者虎門氏曰く、其法甚だ多端にして始學の輩茫洋として手を下すの處を知らず、假令ば八珍の膳に向ふて先づ何れより箸を下さんと迷ふが如く、又た稠人の座に出で先づ何れの人より應接せんと惑ふが如しと、而かり、然れども千里の行も一歩より始めて全程に達するを得るが如く、ヒマヲヤ

山巔に登りてこそ歐洲の平原を双眸に収め得べし、乃で斯學研究者は千里の彼岸に達し、ヒマラヤの絶頂に登るの心得なければならぬ、先づ八字の應用に於て主とする者は生日の天干である、此天干が其身の生体であると辨ぜ、次に年月時に出現する干支を以て全体の禍福を知らなければならぬ、

○既に四柱八字を得ばば干支の陰陽と生と尅とを識別し次に刑、沖、穿、合を見定めねばならぬ、細説すれば生日が身躰なるが故、他の年月時の三星が我れを生ずるか、或は尅するか、若くは刑し、沖し又は合し、穿する等の故障災害が何れの點より起るかを充分に穿鑿しなければならぬ、如何なる場合に於ても生日の天干が其身の生体にして總ての基礎たることを忘れてはならない。此生日より月が正官に當るか、印綬に當るか、或は年が正財となるか、敗財となるか、又た時が何星に當るかを對照せねばならぬ

茲に例言すれば、日干は身体、月干は目上なるが故に親位、年干は祖位時干は目下なるを以て子孫の位とし、生日の支は已れの直下なるを以て妻位とするが適切である

○以下順を追ふて熟知すべき諸項を掲ぐ

十幹陰陽の區別

甲（きのえ）	乙（きのと）	陽干也
丙（ひのえ）	丁（ひのと）	
戊（つちのえ）	己（つちのと）	
庚（かのえ）	辛（かのと）	陰干也
壬（みずのえ）	癸（みずのと）	

十幹の合

甲（合土）	己	合は夫婦有情の形なるを云ふ
丙（合水）	辛	
戊（合火）	癸	
庚（合金）	乙	
壬（合木）	丁	

十二支の陰陽

子 寅 辰 午 申 戌 陽の支
丑 卯 巳 未 酉 亥 陰の支

十二支五行

子(水)亥 寅(木)巳 午(火)申 酉(金)辰(土)戌 丑(土)未

十二支相合

子(合)丑 寅(合)亥 戌(合)卯 辰(合)酉 巳(合)申 午(合)未

合は夫婦有情の形にして惡星合すれば多くは吉に變ず吉星合すれば凶となる

十二支冲

子(冲)午 丑(冲)未 寅(冲)申 卯(冲)酉 辰(冲)戌 巳(冲)亥

冲とは敵對するの形にて大凶とす、生れ年の支と巡り年の支と冲する年は大害生ず又四柱中冲多きは災害多く殊に吉星冲は德を失ふ

十二支穿

子(穿)未 丑(穿)午 寅(穿)巳 卯(穿)辰 申(穿)亥 酉(穿)戌

穿とは妨害する星を云ふ四柱中に穿する者あれば災害多し注意穿は巡り年には關係なし

十二支刑

寅（刑）巳　巳（刑）申　申（刑）寅

丑（刑）戌　戌（刑）未　未（刑）丑

子（刑）卯　卯（刑）子

辰　午　酉　亥

此三刑は勢を恃むの刑と云ふ

此三刑は恩なきの刑と云ふ

此二刑は無禮の刑と云ふ

此四支は自ら我れを刑す

十二支三合

寅午戌（火の三合）　亥卯未（木の三合）

巳酉丑（金の三合）　申子辰（水の三合）

○三合とは黨を起して局を爲すを言ふ則ち寅午戌の三合は火の三合である、此内二つの支が四柱中に在るときは起合と稱し一つの支は自然に引起さるゝ事になる、譬へば戌と寅あれば午を引出して火局を結び、寅と午あれば戌を引出して火局を結び、戌に午あれば寅を引出して火局を起す餘は推して知るべし

五行相生の解

甲木生火　丙火生土　戊土生金　庚辛金生水　壬癸水生木

甲乙の木は丙丁の火を産む、所謂母である其丙丁の火は又た戊己

の土を産むの母にして、其戊己の土は庚辛の金を生じ、庚辛の金は壬癸の母となる、而して其壬癸は又た甲乙の木を生ずる印綬則ち母である、此次第相性の理を玩味すべし

五行の相尅

甲乙木尅戊己土　戊己土尅壬癸水　壬癸水尅丙丁火　丙丁火尅庚辛金　庚辛金尅木

木は土の生氣を尅す、土は又水を殺すの讐敵である、乃で水は土の爲めに形も勢ひも失ふことなる、去れど又た水は火に勝つことを得るので、水は火を尅すと云ふのである、其火又た金を尅するの強者にして如何なる鈗鐵でも火に逢ふては屈伏するの外はない、然れども其金は木に勝つ事を得るので、木の爲めには無上の怨敵である、此理を能く熟知しなければ推命四柱の起因は到底分らない

○既に五行の生尅を知悉すれば、次第に順を追ふて、生年月日時の干支を左の如くに書き出し、月は何星に、年は何星に當るかを試み、又た

十二運に引當てゝ、建祿とか病とかを書き列らべるとに熟練でなければならぬ

左に一例を示す

明治三十八年一月十日午前四時出生（男）

年	正官 甲 辰	衰
月	偏印 丁 丑	墓
日	己 酉	長生
時	印綬 丙 寅	死

○此生れは未だ節分に至らぬ季節に生れたるが故、前年則ち明治三十七年の干支を用ひねばならぬ

○生日の干己は本人の身躰とす、去れば己より月上の丁は偏印に

して、年上の甲は己の正官に當る、又た時上の丙は我を生ずる印綬となる

○次に十二運に照らして己より酉は長生となり、己より丑は墓となり、己より辰は衰となり、己より寅は死に當る、此聯係を詳知し徐々に歩を進むるに若かず

同年同月同日同時生

年	正官 甲	辰 大極貴人		
月	偏印 丁	丑	飛刃	墓
日	己	酉 三合金局 天厨貴人		長生
時	印綬 丙	寅		死

○諸星を引出す法は前に記したると同樣である、則ち主星己より酉は天厨貴人となる、○己より辰は大極貴人となる、○此吉星を上段に朱書し次に凶神たる己より丑の飛刃の類ひを下段に書き出す法鑑定に便なり

○此命丑と酉と巳を引出して金局を結ぶ、則ち巳酉丑の金局は己の食神となる

同例

明治三十八年一月十一日生

年	偏財 甲	辰 戊ト冲		養
月	正官 丁	丑 刑		墓
日	庚 干合	戌 天德貴人 月德貴人 金輿祿		魁罡 衰
時	食神 壬	午 三合火局 福星貴人		沐浴

○此命主星庚より丁は正官○庚より甲は偏財○庚より壬は食

神

○壬と丁と干合
○丑と戌と刑
○辰と戌と冲
○午と戌とは寅を引出して黨を興こし火局を爲す、火は庚の偏官なり
○庚辰の日は魁罡日に當る
○月令丑より庚は天德、月德貴人
○庚より戌は金輿祿
○庚より午は福星貴人

○以上の例に準じ生年月日時の干支を書き出し財、官、印、食等の解説に照合するのである、譬えば正官ある者は第二卷の正官の解に照合し其他の星も總て悉く對照して性質を詳かにせねばならぬ、而して其正官に合はなきか、刑はなきか、冲は爲ぬかと、心を配りて疎漏に流

れぬやうに注意しなければならぬ

身旺の解

○次に必ず氣憶して置かなければならないのは身旺、身弱である、此身旺、身弱が判然しなければ、假令生年月日時の四柱は書き出しても推命の原理に透徹する事は決して出來ない、其運氣の盛衰を見るにも死亡時日を見るにも、生涯の經過を見るにも、劈頭第一に身旺、身弱と言ふ事が必要である、以下例を以て示す

年	正官 甲	辰	衰
月	偏印 丁	丑	墓
日	己	酉 三合金局	長生
時	傷官 庚	午	建祿

○此命身旺とす、身とは則ち生日の干を言ふので、身旺とは其身の旺（さかん）なるを表する名詞である

○第一建祿。長生。帝旺。此の三日に生れたる者は身旺の命とす、死、絶、衰、病等は身弱の命とす、此の命の如きは長生の日の生であるから身旺である、剩さへ月令丑の字あつて日干に旺するが故に、復ねて身旺の命たる事が分る、月か時かに日干に等しきものあれば必ず身旺とす本來此命は己陰干の命である、夫れに月令に丑の陰支在つて、己土に更に自己の土勢を增加するが故に益身旺の命となる、支を以て我れに旺すると言ふ塲合は月と時とに限るので、假しや年支に同類の支が現出することあつても、月を隔だつる事あれば、其身旺すると言ふ事にならぬのである

○身旺の生れは運勁く、命長く、力强く、假令凶運年に遭遇することあるも諸難を免ぬかれ、無理にも耐持することが叶ひ、又た難病惡疾に罹る患ひ尠なしと雖ども、あまり身强きに失して正官偏官なければ、其身資格欠け、他人より稟くべき愛と敬とを失ない、多くは賤業者となりて勞働に服し一生を送らねばならぬ、殊に身强くして官星なければ、財星を尅し過ぐるが故に、利財を得ること難く、窮乏に閉され、生涯宿貧に終はるやうになる、而かし先天的身旺の本質たる健康を傷はず從て長壽を保つことが出來る、去れば以下の諸表を以て充分理解し易きやう說明しやう

明治二年三月十六日生

年	己（敗財）	巳	建祿
月	戊（比肩）	辰	冠帶
日	戊	子（三合水局）	胎
時	丙（偏印）	辰	冠帶

此命は至極身旺とす、日干の戊に月令の辰あつて旺し、時に辰あつて亦た旺ず、剩さへ月上の戊は日干則ち我れと力を等しうし、年上の己又た我れと同質である、故に此の命は身旺の極度であつて、三

合水局して財星を起すも、あまり身強くして財を尅し盡すが故に、貧にして財なく力一點張りの生れとす

明治六年九月二十六日生

年	癸 食神	酉	建祿
月	辛 比肩	酉	建祿
日	辛	巳 三合金局	死
時	戊 印綬	戌	冠帶

此命又た身旺盛の生れとす、日干我が身に旺ずる者が月令の酉と辛である、殊に時上印綬在つて、又た我れを生ずるが故に、頗る身強く、正官偏官なきため已れ唯り蠻勇を振るい暴行を逞ふするを以て寄付くものなく、食神の吉星あれども此れ亦た印綬と干合するが故に、福を爲さず、則ち貧命とす

獨逸國人一千八百七十六年一月二十二日生(明治八年に當る)

年	乙 偏官	亥	胎
月	己 比肩	丑	墓
日	己	丑	墓
時	癸 偏財	酉 三合金局	長生

此命日干己にして月令に丑の字在り、身に旺じて身旺の生れとなる、然るに年上に乙の偏官在て、強き我が身を制伏するがため、權威備はり、剩さに酉と丑とが巳を引出して、三合金局を爲し、乙(木)の偏官を制伏するが故に、中和を得る大吉の命とす○偏官は制伏するものあるを最良とす

同人長女千九百一年九月二十九日生(明治三十四年)

年	辛 敗財	丑	墓
月	丁 正官	酉 三合金局	帝旺

此命時支に申の字在つて身に旺ず、則ち身旺の命とす、月令に酉の字あれども、庚は陽にして酉は陰

日 庚 戌 衰
時 偏財 甲 申 建祿

なるが故に旺ぜず、然かも庚と申とは共に陽なるが故に旺するのである○此命身旺の生れにして月上の命とす

上配するに正官在り、福壽共に全く、權威亦た備はりて最

元治元年七月十三日生

年 正財 甲 子 長生
月 傷官 壬 申 三合水局 帝旺
日 辛 亥 沐浴
時 偏官 丁 酉 建祿

此命日干辛の陰に對する月支の申は陽なるが故に旺ぜず、時支の酉は陰にして則ち辛に旺ず、故に身旺とす○身旺にして時上偏官あり、夫れに月上の壬は丁の偏官と干合するため、偏官の强癖は一變して吉神となり至て尊く從つて福祿厚し

明治三年六月一日生

年 偏財 庚 午 羊刃 帝旺
月 偏官 壬 午 羊刃 帝旺
日 丙 申 三合火局 病
時 食神 戊 戌 墓

此命日干丙(火)にして月令に午の字在て身に旺ず、又た戌と午とは寅の字を引出して三合火局し、更に身に旺ず、然かるに月上壬の偏官在て身旺を削減し權威を與ふ殊更時上の食神戊(土)は月上壬(水)を制伏するが故に中庸を得て大吉とす○偏官羊刃全きは尋常平凡の人にあらず必ず水平線上に卓立するの質とす、斯く偏官は制伏を受けて始めて異彩を放つを得べし

明治三年十月十四日生

年 正財 庚 午 建祿
月 刼財 丙 戌 三合火局 養
日 丁 未 冠帶
時 偏印 乙 巳 帝旺

（備考）

年 印綬 甲 寅 死
月 印綬 甲 寅 死
日 丁 丑 三合火局 墓

此命日干丁(火)にして時支に巳の字在て身に旺ず、且つ月上刼財亦た火にして正財を尅するの星となる、殊に午と戌とが寅を引出し三合火局して火勢益強く更に丁の火力加はり正財の庚(金)を尅する事酷だし、仍て財の働きを爲さず生涯薄福の命とす

若し如上の命ありこせんか、則ち身旺に失して官星なきの質とす印綬多くして我れを生じ、剰さに寅と午とは三合して火局を起し身益強く則ち身旺の命なり、然るに官星なきが故に凶貧窶の命にして力のみ強しとす

時 傷官 戊 午 建祿
年 比肩 戊 午 帝旺
月 比肩 戊 申 三合水局 病
日 戊 辰 冠帶
時 偏印 丙 午 帝旺

此命亦た身旺とす、日干戊に均しき干多く、又は火在て我れの戊(土)を生ず、故に身旺にして官星なく凶命たるを免ぬかれず

○甲の日生れに月か時かに寅あれば身旺とす
○乙の日生れに月か時かに卯あれば身旺とす
○丙の日生れに月か時かに午あれば身旺とす
○丁の日生れに月か時かに巳あれば身旺とす

○戊の日生れに月か時かに辰又は戌あれば身旺とす
○己の日生れに月か時かに丑又は未あれば身旺とす
○庚の日生れに月か時かに申あれば身旺とす
○辛の日生れに月か時かに酉あれば身旺とす
○壬の日生れに月か時かに子あれば身旺とす
○癸の日生れに月か時かに亥あれば身旺とす
○比肩、劫財、敗財多きは身旺とす
○印綬、偏印、多きは身旺とす
○建祿、長生、帝旺の日の生れは身旺とす
○三合會局して比肩となるも身旺とす

身弱の解

○身弱とは日干則ち自己と同質の星なく、又た我れを生ずる印綬なく、反つて日干を剋する星あるを言ふ、而して日干より生を稟ける食神傷官多きも身弱とす、爲れ其質分を他に分割するため自然薄弱となる道理である

○身弱の生れは不運薄倖に陷り、身躰虚弱にして病魔に冒かされ易すく、命數爲めに長がく保ち難し、且つ財緣薄すく悲境に陷ること多しと雖ども、至極身弱にして剩さへ正官偏官に剋し盡さるゝ命なれば反つて身を棄て官に從い又た殺に從ふの理に因て、福祿發達し、生涯無事の命となる、以下例を揚げて説明す

明治三年十月一日生

年	偏官 庚	死
月	食神 丙	養
日	甲	死
	午	
	三合火局 戌	
	午	

此命甲の日干死の上に坐す、則ち身弱とす、殊に偏官在て日干の身を攻む、然るに食神の丙(火)及び三合火局の火あつて強き偏官を制

時 偏官 庚 午　死

が故に、漸くにして一命を完うする事が出來る

慶應元年九月二十七日生

年 偏官 乙 丑　墓

月 偏印 丁 亥　胎

日 己 丑　墓

時 偏官 乙 亥　胎

伏するが故に、偏官變じて吉神となり大身弱たる我れを扶助する

此命至極の身弱とす何となれば年と時とに乙の偏官在て己の日干則ち我れを攻む、然るに偏官を制伏する者なきため身弱更に甚だし

明治十五年陰曆十二月二十四日生

年 偏官 壬 午　帝旺

此命身弱とす、丙の日干子の上に坐するを以て身弱とす、殊に正官

月 正官 癸 丑　養

日 丙 子　胎

時 印綬 乙 未　衰

偏官在て我れを攻むること酷だし、唯時上に印綬あつて我れを生ずるがため、纔かに生命を保つ事ができるのである

明治三年八月四日生

年 食神 庚 午　帝旺

月 偏官 甲 申　病　三合火局

日 戊 戌　墓　三合水局

時 偏財 壬 子　胎

此命身弱とす何となれば、戊の日干に旺ずる星なきのみならず、月上偏官のために身を攻められつゝ、一方には時上の偏財に力を竭くして當らねばならぬ、且つ我が身墓に居り印綬もなく比肩、劫財敗財もなく月時に旺ずる星もなきため身弱の境域を脫

するとが出來ない、されど食神ありて偏官を制伏するが故に稍可なり

明治十三年七月十三日生

年	偏官 庚	辰	衰
月	比肩 甲	申 三合水局	絶
日	甲	戌	養
時	食神 丙	寅 三合火局	建祿

此命身旺身弱中和の質とす、甲の日干時上の寅に旺ず、然れども月令の申、年上の庚共に偏官となる此偏官に身を攻められるため、左まで強からず、去れど食神より偏官を制伏するので中庸を得却て吉とす

○又茲に次の如き命ありとせんか

年	偏官 庚	辰	衰

此命建祿に坐して身旺なれども甲(木)の身体が年月の偏官庚(金)に攻められ、申は寅と冲するため至て身弱と變す

月	偏官 庚	申	絶
日	甲	寅 冲 三合水局	建祿
時	偏財 戊	子	沐浴

○前述に據り、身旺身弱の區分を充分知悉するとが出來て、自由に分類するとを得るに至れば愈四柱の楷梯を昇り其組織する八字を第二卷の各條に照合して推考しなければならぬ、假令ば年月時何れかゞ正官とならば正官の解に引當て、其正官が十二運の建祿若くは帝旺或は死、絶何れに該當するかを能く玩味せねばならぬ、其他の各星亦た同樣である、次に第四の卷に至て運氣の盛衰を詳知し、自身他人に對照し過去に遡上て生ぜし事柄を追回し、變動の時期を探知しなば現在及び將來に起る、運氣の盛衰釋然として會得するとが出來るで

あらふ、續て諸種の秘訣を審かにし、茲に始めて過古現在未來の浮沈榮枯が歴々として現はれ來るのである、之れ研究の順序にして愈本題に向て歩を徒さう

二至運命盛衰の解

○二至とは陰陽の分岐點を云ふ、則ち冬至と夏至とである、凡そ季は冬至の節より陽氣發動して歳の首めを示す、乃で之れを一陽來復と稱す、偖て陰暦十一月陽暦十二月は子の月であつて萬有の始まりである、子の月には陽氣天に滿つるから支那では冬至を以て歳越しの式を行ひ、陽暦一月は陽氣地に滿つるから西洋諸國は此月に歳越の式を爲し、陽暦二月則ち陰暦正月は陽氣人躰に滿つるから昔日の日本は此月に年始の式を擧げたのである、斯くて子の月は一陽來復すと雖ども陽氣未だ萬物に顯はれず、而して陽暦一月は丑月なるが、丑は本來縮と云ひ縮と云ふ字にして、草木に至る迄一季の終りを告げ

落葉樹は悉く葉枯れ、常磐木亦た萎み、芽も萌さず根も生ぜず、恰も死物の眠むるが如し、去れど節分の季節陽暦二月三日乃至四日後に至れば忽ち寅の季節と變る、寅ば本來演にて演ひると云ふ義である、之れが則ち陰暦正月であつて、此時始めて生物色冴え草木芽を吹き演の文意は萬有の現象に發現する事となる、續いて冬三月は水の季節にして水は木を生ずるが故に春三月木の節と變り、木は火を産むの母なるが故に、春の木は夏三月の火に移り、火は又た、土を生ずる母なるが故に土用の土となり、土は金の母なるが故に秋三月の金と變り金氣水を生ずるが故に、則ち冬三月の水季となるのである、去れば四季共に土用に由て季節一變するため春の土用過ぐれば則ち夏季に入り、夏の土用過ぐれば忽ち秋となり、秋の土用が過ぐれば則ち冬と變り、冬の土用が一轉して忽ち節分なる春の陽氣が人躰上に發動するのである、如斯土用は季節の變轉を告ぐるが故に、人の運氣も土用に至て悉く一變するのである、乃で總ての事業土用中に始むれば必

ず變轉し其成効を見る事難たし、若し一度成効する事あるも久しからずして破敗する事必然である、故に商工業者の事業創立、其他緣談契約杯萬事注意しなければならぬ、若し之れを九星盤上に照らせば五黃土星の月に事を始むれば諸事破壞に期するとあり、土用時の注意最も緊要とす

○冬至は陽の始也

○夏至は陰の始也

○甲乙の日にして若し冬至前の生れなれば木命死絕の運に當る故凶事多くして開運發達なりがたし、之れ冬至前は縱しや秋の金氣退轉するにせよ陽氣未だ活動を始めず則ち木氣死絕の季節である、若し甲乙の日にして冬至過きの生れなれば、陽氣既に發動して木氣次第に旺盛なる時季に遭遇したるを以て福多く、壽長く、諸事良好にして發達至つて早やし

○丙丁の日の生れにして冬至前なれば、水氣既に旺盛の時季に遭遇するため、丙丁の旺氣を得ず、後方に衰絕の運をひかへるが故に、至つて凶運の命とす、然るに冬至後の生れとせんか、假令水氣旺盛の時とは言へ、水は木を生じ木は火を生ずるの理にして、既に木氣發動の好季を迎へつゝあるを以て、開運發達の命とす

○庚辛の日生れ、夏至の後なれば、火氣旺盛の時とは言へ、陰氣既に發し、金氣旺盛の時季を迎ふるため凶ならず

○壬癸の日の生れ、夏至の前なれば、夏至に入り火氣旺盛にして、土用の土を生じ、壬癸の水を尅するが故に、忽ち亡滅し發達なりがたし、若し夏至の後なれば、土氣旺盛の時とは言へ、後に金氣發動の時氣を控ゆるため凶ならず、讀者須く此理を三思して、盛旺、衰敗、死絕の運命を熟知せよ

吉星の解

○天官貴人、天乙貴人にして吉星たる正官、正財、印綬、食神等に遇にば

長上の愛顧を蒙り、又高貴の眷遇を得て最大發達を爲す、若し此貴人惡星に混ずるか、又は空亡に落つるあれば貴を變じて凶となす、惡星とは倒食偏印、又た七殺偏官及び刼財等なり、此神空亡に落つる者は貴顯の咎めを受く

○大極貴人は生年のみに用ひて月日時には用ひず、此星在る者は假令祖家衰敗の後ちに生るゝとも、本人の晩年に至つて必ず家運再興して幸福を得且つ世人の尊敬を受く

○福星貴人にして吉星に遇へば無限の幸福を發す、有福にして生涯金錢の融通克く、終生大困難に遭遇する事なし△(注意)此星生日にあれば生涯福厚く、月上にあれば父母の遺産を得るか若くは中年に福を興し、年上に在れば晩年幸運來る、但し惡殺に混ずれば德薄し

○天厨貴人在る者は生涯衣食住に不自由なく、有福にして長壽を保ち、仕官は能く立身し德亦た厚し、此星食神と共にある者は能く飽食して肥滿す

○十幹祿は十二運の建祿と同質の吉星にして此星在る者は仕官の志望能く達貫し、又た富貴なり、殊に四柱中に羊刃在れば無上の發達を爲す

○幹食祿は食神と同斷

○金輿祿在る者は妻家の惠福に浴するか、或は其妻賢なるか美なるかにして、妻德を有す

○暗祿在て、四柱中に建祿なき者は、人の知らざる暗々の福祿を有するが故に、窮蹙困難の際には意外の財寶手に入るか、或は他の援助を得るかにして、常に不慮の救濟を受くる事多く、爲めに困難を免かれ又た常に他人の扶助多し

○夾祿在る者は唯りにて二家の支配を爲す事を得、若し商人とすれば支店分店を所持する等である、殊に福祿左右より挾むが故に、諸事擴張するに若くなし、但し此星空亡に落るか、若くは死墓、絶に遇ふ事あれば甚だ忌む

○天德貴人、月德貴人、在る者は權威を備へ才智を有し、惡を化して吉となし、諸々の災害を逃かれ、疫病に罹らず、法網に觸るゝ恐なし、若し此星日上に在る時は生涯無事にして福祉最も多く、假令四柱中に惡星あるも能く諸災を免かれ、女子は至つて安產す、又た正官印綬正財等の吉星に逢ふ時は禍福聚中す

○月德、合も略ぼ天德貴人に類似する吉星なり

○驛馬在る者は幼年親に離れる事多く苦勞あり、然れ共中年より開運す

○月德驛馬在る者は事理明晰にして、議論亦た巧妙、故に辯護士僧侶等に適當す

○華蓋在る者は身上貴し然れ共其多くは孤獨の質とす、故に僧侶等に此星在る者多く、男子は妻緣薄くして女子亦た本夫に緣薄し、但し能く藝術に熟達す

○天赦日に生れたる者は災難を受けず且つ身躰毀傷せず

○幹學堂在る者は名譽を發す、文學上の發達至つて速かなり、女子此星在る者多くは教師となる

○三貴人在る者は衆人の領袖となり、又た學者となる、但し此星在て貧なる者は赤貧洗ふが如し、若し四柱の組織宜しき時は驚くべき發達を遂ぐ

日貴の解

○日貴日の生まれは心質樸にして仁德を有す、傲慢の氣なく、豪奢の風なく、溫和にして卑賤にあらず、晩年風流を好み衆人の上位に坐す、若し此星刑冲する事あれば、貴變じて凶となり却て長上の怒りに觸れ諸災繁げしとす、此星在る者大運空亡に遇ふ時、災害至て甚しと雖ども、四柱中に三合して財星となる事あれば空亡の災害を免かる、又た魁罡在る者にして大運と年君と三合する歲に遇へば大凶とす

日德の解

○日德の生れは其性慈善陰德の心備はり、從て福祿厚つし、然れども此星在る者にして刑あるか冲あるか、剩さへ正官正財在れば大凶とす、又た魁罡の歳に逢ふて更に空亡に遇へば災厄起る、其身旺の運に會すれば幸福著し、△(注意)日德在る者正財正官あれば第四卷に揭ぐる格の項を見定めて推定すへし、此命身旺の運中大發達するも、衰運の時期に入り魁罡の年に遭遇すれば必ず死す、若し四柱の組織惡しして旺運中に幸福を禀くるとなければ、魁罡の運に遇ふも禍害あるくのみにして死に至らず、然れども重ねて魁罡の運に遭遇するとあれば大難免ぬかれがたし

既に吉星の解を詳述すれども本來此吉星も惡星に連なる時は効力を奏せず則ち吉事を爲さず其惡星とは劫財敗財傷官偏官偏印空亡冲死墓絕病等の諸星である若し之れに反して正官正財印綬食神帝旺長生建祿養冠帶等の吉星に連なる時は至大の威力を奏し無邊の幸福を發す

注意

四柱の組織は生れ日の强弱が第一の主眼としなければならぬ而して其生年月時に現はれる星神則ち正財偏財印綬其他の諸星が四柱中に强きか弱きか只其諸星の盛衰に因つて禍福榮枯を色別するを原則として研究を爲さねばならぬ譬へば刼財敗財比肩等が勢力强き生れは正財偏財の吉星を寄せ附けざるが故に貧にして妻妾を尅し亦正財强くして生日の干が弱ければ妻の勢力强くして暴威を振ひ又財は得がたしと云ふ樣な次第で只其四柱八字

に何れの字が強きか弱きか此色別が當初研究の入口より聖學成就の曉きまで片時も此念を離れては斯學を究むることが出來ぬ

○茲に四柱諸星の生尅を再錄して記憶し置くの必要あるが故に左に之を示す

○生れ日の干は食神傷官を生ず
○食神傷官は正財偏財を生ず
○正財偏財は正官偏官を生ず
○正官偏官は印綬偏印を生ず
○印綬偏印は日干を生ず

○生日の干は正財偏財を尅す
○正財偏財は印綬偏印を尅す
○印綬偏印は食神傷官を尅す
○食神傷官は正官偏官を尅す
○正官偏官は生れ日の干を尅す

右五行の生尅を記憶すれば成功至つて早し

偖此一卷に於て諸星の名稱を記憶し五行の生と尅とを詳かに覺知して生年月日の四柱を組織することを得夫れで第二卷に於て其諸星の得質を詳譯し四柱八字の階級を進めるのである、夫れで先づ自己の四柱を組織して自己の父は幸か不倖か、母は如何妻は如何兄弟は如何子孫は如何自己が生涯の迚り行く道が那邊に歛點があるか幸福があるか其得失が第二卷の諸說に於て悉知するを要す

四柱推命奥義秘傳錄壹卷終

255
593

終